

リアルネット研究会入会申込書

平成 年 月 日

リアルネット研究会 会長 村上明 殿

※リアルネット研究会会則を理解し加盟を申し込み致します。

免許番号	許可支庁	第 号	
会社名		TEL	FAX
代表者		参加者氏名	
住所			
電子メール			
ホームページ			
使用機種	<input type="checkbox"/> Windows <input type="checkbox"/> Mac <input type="checkbox"/> その他	IRI加盟	<input type="checkbox"/> 加盟する
使用台数	台	パソコン歴	<input type="checkbox"/> 極初心者 <input type="checkbox"/> 少し解る <input type="checkbox"/> 大体解る <input type="checkbox"/> 長期使用
ご要望			

リアルネット研究会会費

必須	入会金	1,000円	初回のみ
	会費	6,000円	年会費 但し、10月以降は3,000円(12月まで)
	特別研修費	必要に応じて随時	役員または、会員が判断して妥当と思われる勉強会等を開催する場合にかかる費用分担として

※ 入会金及び初年度年会費は入会と同時に、2年目以降は年1回請求書を送付しますので、指定期日までにお支払い下さい。

※ 振込先(リアルネット研究会 会費等)
旭川信用金庫新旭川支店 普通 0429134 名義人：リアルネット研究会

●歴史と活動の概要

リアルネット研究会は(社)北海道宅地建物取引業協会旭川支部(以下「協会」)の会員を対象に結成され運営している同好会組織です。当初(1998年)旭川支部のパソコンに興味を持つ会員数名がWindows95の発売をきっかけに集り、情報交換を行なう目的で設立されました。当時、流行りつつあったインターネットで、不動産物件の公開が出来ないかと研究を重ね、インターネット不動産物件公開システムの「IRI旭川不動産情報(以下「IRI」)を設立しました。さらに1999年からは、各加盟会社のパソコンを不動産業に有効活用して頂きたいため毎月1回の勉強会を開催し、2002年からは初級・中級に分けた効率的な勉強会を毎月1回づつ開催して来ました。協会からは、インターネットによる新時代の不動産流通システムの研究・開発について依頼されております。

●IRI旭川不動産情報との関わり

当研究会は、現在インターネット回線を使い、不動産情報の公開に必要なデータ(文字、図面、写真等)を、同システムのサーバーと呼ばれるコンピューターに送信する仕組みになっております。そのため、利用される皆様には、少なからずパソコンやインターネットに関する知識をお持ち頂かなければなりません。当研究会の加盟者には、専用の使いやすい画像処理ソフト等も、お安く提供させて頂いております。さらに、パソコンやIRIシステムを有効利用して頂くための個別指導体制も整えております。なお、当研究会に加盟した場合、IRIの初期設定料金及び管理料(毎月)が免除されます。

●個別サポートについて

新規加入後6ヶ月間に限り、IRIの登録方法や、それに付随するソフトの操作方法などを、個別に訪問して指導する無料サポートを行っています。(但し、旭川市内の方で、それ以外出張費がかかる場合が有ります。また実質1～2時間程度で終わる程度の指導で、それ以上時間がかかる場合は有料とさせていただきます。尚6ヶ月以降及び2回目以降は有料となりますので、詳しくは役員までお問い合わせ下さい。)

リアルネット研究会会則

(事務局および目的)

第1条 本会は、社団法人北海道宅地建物取引業協会旭川支部(以下、協会支部)内に事務局を置く。

2. 本会は協会支部会員および従業員の宅建業におけるパソコンおよびインターネットに関する勉強ならびにインターネット物件検索システムの研究・開発を行い、併せて協会支部リアルネット 研究会会員(以下、本会員)の交流を図る事を目的とする。

(組織)

第2条 協会支部リアルネット研究会(以下、研究会)は、協会支部会員および従業員で、本人の入会 意志があり、役員がその入会を許可した者。または役員会で推薦する者で構成する。

(活動)

第3条 研究会は、次の活動を行うものとする。

1. IRI 旭川不動産情報との連携および側面支援
2. パソコンの基礎学習およびインターネットの勉強
3. 基本ソフトおよびアプリケーションについての勉強
4. 周辺機器および携帯機器の活用についての勉強
5. 時代に即した情報関連や必要とされる処理の勉強
6. 本会員の親睦事業
7. その他、総会で決議した諸活動

(会議及び勉強会)

第4条 研究会に次の会議及び勉強会を置く。

総 会
役 員 会
勉 強 会

(役員)

第5条 研究会に次の役員を置く。

会 長 1 名
副 会 長 若 干 名
総 務(事務局) 若 干 名
会 計 若 干 名
監 査 若 干 名
顧 問 若 干 名

2. 役員は総会で選出し、任期は2年とする。なお、再任は妨げないものとする。

(総会)

第6条 総会は、毎年1回の定例及び臨時に開催し、研究会の活動方針・会計報告・その他重要な懸案を審議し決定する。

2. 総会は会長が招集し、本会員の過半数(委任状を含む)をもって成立する。

(役員会)

第7条 役員会は会長が招集し、活動方針に基づく研究会の運営に係る具体的な問題を審議する。

(勉強会)

第8条 勉強会は、本会員の知識向上のために、個別指導を含め必要に応じて開催する。

2. 勉強会は会長が招集し、1社複数の参加を認めるものとする。

(会費等)

第9条 研究会の会費は、支店を含め1社(1法人または個人)当たり年6,000円とする。

2. 研究会の入会金は1,000円とする。

(会則の改廃)

第10条 この会則の改廃は、役員会の審議を経て総会が行うものとする。

(会則の施行)

第11条 この会則は次の通り施行する。

平成10年3月5日施行
平成14年1月29日一部改訂 同日施行
平成15年1月29日一部改訂 同日施行
平成19年1月25日一部改訂 同日施行